

# 杉妻地区防災計画



令和 4 年 3 月  
杉 妻 地 区

# 目 次

|      |                    |             |
|------|--------------------|-------------|
| 1    | 基本的な考え方            | P 1         |
| 2    | 対象範囲               | P 1         |
| 3    | 地区で予想される災害         |             |
| (1)  | 把握事項               | P 1         |
| (2)  | 把握の方法              | P 2         |
| 4    | 活動体制               | P 2         |
| 5    | 活動方針               |             |
| (1)  | 平常時の取組み            | P 2 ~ P 4   |
| (2)  | 災害時の対応             | P 4 ~ P 6   |
| (3)  | 避難行動要支援者への支援       | P 6 ~ P 7   |
| 6    | 防災対策               |             |
| (1)  | 防災訓練               | P 7 ~ P 8   |
| (2)  | 避難所等               | P 8 ~ P 9   |
| 7    | その他                |             |
| (1)  | 計画作成までの経緯          | P 9         |
| (2)  | 作成スタッフ             | P 9         |
| 別紙 1 | 「組織体制」             | P 10        |
| 別紙 2 | 「杉妻地区災害対応タイムライン」   |             |
| 1    | 大雨・台風対応            | P 11        |
| 2    | 地震・火災対応            | P 12        |
| 別紙 3 | 「杉妻地区防災マップ」        | P 13        |
| 別紙 4 | 「洪水ハザードマップ」        | P 14        |
| 別紙 5 | 「インターネットからの情報収集要領」 | P 15 ~ P 18 |

## 1 基本的な考え方

近年の災害は、平成23年に発生した東日本大震災をはじめ大規模化、激甚化及び頻発化しており、この数年福島市においても洪水災害や地震災害が発生し、甚大な被害を受け、市民生活へ多大な影響を及ぼしています。

このように頻発する災害に対して、地区住民が互いに支援し合い、地区住民の命を守るために、平常時から災害対応について準備することが重要であります。

そのために、杉妻地区における防災力を高めるために杉妻地区住民のみなさまとともに「考え」、「話し合いながら協力」して、地区防災計画を作成しました。

本計画は、洪水、地震、大雪等の自然災害の発生、もしくは災害が予想される場合と住宅火災が発生した場合の対応及び平常時からの準備事項等を記載しており、地区住民の防災意識の高揚と地区防災力の強化向上を図ることを目的としております。

## 2 対象範囲

この計画の対象範囲は、福島市杉妻支所の管轄である「郷野目」、「鳥谷野」、「太平寺」、「黒岩」、「伏拝」、「あさひ台」、「弥生」の杉妻地区全域とします。

## 3 地区で予想される災害

地区でこの近年において発生した災害は、河川の越水や氾濫による洪水災害と地震による家屋倒壊及び土砂災害が大半であり、甚大な被害をもたらしている。

過去の災害を教訓として、洪水ハザードマップ等を参考に地区の危険地域等を把握して、今後発生する自然災害に備える必要があります。

本計画では、杉妻地区防災マップ（別紙3）と洪水ハザードマップ（別紙4）を掲載し、地区住民に注意喚起を図ります。

### (1) 把握事項

#### ① 危険地域

##### ア 洪水災害

阿武隈川、濁川、平田川、大森川流域、伏拝山ノ入沼下流域（ため池）

##### イ 土砂災害

伏拝行人森旧4号沿い、伏拝沼ノ上国道4号沿い、黒岩小原地区

#### ② 地区の主な災害履歴

##### ア 洪水災害

- ・昭和61年8月5日（8.5豪雨）
- ・令和元年10月12日（台風19号）

##### イ 土砂災害

- ・昭和61年8月5日（8.5豪雨 伏拝行人森地内）
- ・平成23年3月11日（東日本大震災 伏拝沼ノ上地内）

## (2) 把握の方法

- ① 洪水災害対策として、阿武隈川、濁川、大森川の水位観測  
(川の水位情報参照 (国交省ホームページ参照))
- ② 各マップの活用  
(杉妻地区防災マップ、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、火山防災マップ、内水ハザードマップ、ため池ハザードマップ)
- ③ 過去の災害履歴把握  
(福島市地域防災計画第4編資料編 (福島市ホームページ参照))
- ④ 防災講演会、研修会、防災まち歩きへの参加

## 4 活動体制

- (1) 杉妻地区町会連合会長を本部長として編成し、各町内会及び関係機関からの組織とし災害対応を図ります。
- (2) 本組織を「杉妻地区防災対策組織」とします。
- (3) 地区現地本部  
杉妻支所に地区現地本部 (以下、「本部」という。) を設置します。
- (4) 組織体制表・・・別紙1

## 5 活動方針

地区の災害対応を「平常時の取組み」、「災害時の対応」、「避難行動要支援者への支援」に区分し、地区住民及び各町内会自主防災組織等が防災・減災活動に取り組むための活動方針です。

### (1) 平常時の取組み

災害発生時に地区住民が連携協力して対応できるよう平常時から防災・減災に対し取り組むこととします。

#### ① 防災・減災知識の普及啓発

地区住民や事業所等が、平時から防災・減災に関心を持ち、災害に対して準備することが重要です。

そのために、定期的に防災関係者等の防災講話等による普及や啓発活動を行います。この際、小中高生にも参加を促し防災意識の高揚を図ります。

- ② 町内会役員、民生児童委員、消防団等の役割分担  
平常時から災害時における町内会役員等の役割分担を明確にして、迅速な対応ができるようマニュアル等を整備します。  
また、それぞれに連絡体制を整備します。
- ③ 地区内の安全点検  
防災・減災のために重要なことは、自分たちの住む地区を知ることです。地区防災マップを基に地区の危険箇所や防災上問題のある場所等を確認して改善のための働きかけや危険回避の方法を検討します。
- ④ 指定避難所、町内会集会所等の確認及び避難経路の確認  
災害発生時に開設される指定避難所や町内会集会所及び町内会で協力締結している企業の場所の確認と避難所等に至る経路を確認し、災害時に迅速に避難できるようにします。
- ⑤ 避難行動要支援者の把握とコミュニケーション  
各町内会単位で避難行動要支援者登録台帳等を活用し、未登録の避難行動要支援者も含めて現状把握に努めるとともに日頃からコミュニケーションを図り、災害発生時の行動等について確認を行います。  
また、杉妻地域包括支援センターと積極的に情報の共有を行い、連携体制を構築します。  
ただし、台帳は個人情報であることから、取り扱いは町内会役員、民生児童委員、消防団員、杉妻地域包括支援センターに限定します。
- ⑥ 食料・物資（毛布・資器材等）の備蓄  
食料や物資の備蓄は、災害発生時に必要です。災害時に町内会が開設する集会所等には、備蓄食料や毛布等の物資及び救助救出に使用するスコップ、ボール等を保管して定期的に点検や取り扱いの確認を行いましょう。
- ⑦ 災害対応タイムラインの作成  
災害発生もしくは災害が予想される場合に地区住民が迅速な対応をとれるように、「杉妻地区災害対応タイムライン（別紙2）」を作成して災害対応を図ります。
- ⑧ 訓練の実施（6 防災対策(6)防災訓練を参照）  
訓練は、災害発生時に慌てず的確に対応するために欠かせない活動です。訓練していないことは災害時にはできないことを地区住民に訴え行います。訓練は、「個別・町内会訓練」と「地区防災訓練」に区分して行います。
- ア 個別・町内会訓練  
小さな訓練を各家庭及び町内会単位で行います。

## イ 地区防災訓練

地区住民に積極的な参加を呼びかけ、地区住民をはじめ各町内会自主防災組織や防災関係機関を中心に年1回（2回）訓練を行います。

この際、「杉妻地区災害対応タイムライン」に沿った訓練を行うものとします。

ウ 訓練項目等については、「6 防災対策の防災訓練」を参照

## (2) 災害時の対応

災害時には、負傷者の発生や火災など様々な予知せぬ事態が発生する可能性があります。消防・警察等の防災関係機関と連携協力しながら地区住民で力を合わせ被害を最小限に収める減災活動を行いましょう。

また、危険を感じた場合や危険な場所から早めの避難行動をとり、命を守る努力をしまししょう。

### ① 情報収集・伝達

#### ア 情報収集

気象庁が発表する気象情報（各警報危険度分布「キキクル」等）、福島市が発令する避難情報、災害情報及び指定避難所の空き状況等をテレビ、ラジオ、メール、インターネット及び戸別受信機、屋外スピーカー等から収集しまししょう。（インターネットからの情報収集要領・・・別紙5）

#### イ 情報伝達

情報を収集した各町内会役員等は、町内会連絡網図等を使用して町内会住民に電話等で伝達し情報の共有を図りまししょう。

伝達する際は、「いつ」「どこで」「なにが」「どうした（どうする）」の要領で簡潔に伝達しまししょう。

また、避難行動要支援者等の災害弱者には、支援者や隣近所の方々から情報を伝達しまししょう。

#### ウ 災害情報の伝達

町内会で災害が発生した場合、各町内会役員等は被災状況などを取りまとめ、本部（支所）へ報告するとともに町内会住民へ伝達しまししょう。

本部は、被災町内会以外の町内会へ地区の被災状況等を伝達して地区内での災害情報の共有を図りまししょう。

### ② 被災状況の把握及び消防署への出動要請

本部は地区の被災状況を把握し、市対策本部へ報告するとともに消防署への出動要請を行いまししょう。

### ③ 救出・救護活動

地震等により倒壊建物等に取り残された住民が発生した場合には、消防が現場到着するまでに地区住民が身の安全を確認した上で協力して救出を行いまししょう。

また、負傷者の応急手当を行い安全な場所（集会所等）へ搬送し、消防救急隊が到着したならば救急隊へ引き継ぎましょう。

④ 火災対応

地区内で火災が発生した場合、消防が到着するまで地区住民の協力による家庭用消火器やバケツリレー等による初期消火活動を行い、延焼拡大を防ぎましょう。

⑤ 大雪対応

通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道のほか、高齢者世帯など自身で除雪作業が困難な世帯を中心に、地区が協力して除雪作業を行い、大雪による事故を防ぎましょう。

また、消火栓の位置の除雪を消防団と連携して行いましょう。

⑥ 被災町内会への支援

被災町内会の状況を確認した隣接町内会等は、避難行動等に影響のない範囲で町内会の住民を派遣し救出等を支援しましょう。

⑦ 避難行動

「危険と感じた場合」、「危険な場所にいる場合」は、直ちに安全な場所に避難することを心がけて行動しましょう。

また、避難する際は、隣近所（避難行動要支援者宅も含む）で、声かけを行うとともに安否確認を行いながら避難しましょう。

⑧ 指定避難所及び集会所等への誘導及び開設運営支援

ア 指定避難所が開設された場合には、各町内会は協力して避難所への誘導を行いましょう。

イ 町内会集会所等を一時避難所として開設した場合は、町内会住民が協力して避難者の受け入れ等を行いましょう。

また、代表者は避難者数及び健康状態等を支所に報告しましょう。

ウ 指定避難所へ避難した場合、町内会住民は避難所開設職員（市職員）に協力して避難者の受け入れ等の避難所開設運営支援を行いましょう。

⑨ 避難所における感染症対策

指定避難所、集会所等に避難した場合には、コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症を防ぐために次の事項を重視しましょう。

ア 避難する場合、自分の体調（体温等）を把握してマスクを着用して避難しましょう。

イ 避難所等の入り口においては、体温検査、手指の消毒をしましょう。

ウ 避難所内では3密（密接・密集・密閉）を避けて行動しましょう。

⑩ 給食・給水活動

避難生活が2日以上の場合（火災の場合は当日から）には、地区で必要な物資を把握し、必要に応じて本部（支所）と連携しながら炊き出しなどの給食・給水活動を行いましょう。

また、地区の在宅避難者に対しても給食・給水活動を行いましょう。

⑪ 防犯活動

ア 災害時に避難して留守になった家屋及び町内会に以前から存在する空き家対策として、町内会役員、消防団等による各町内会（地区）を不定期的に見回り（パトロール）を行いましょう。この際、2人1組を基準として見回りを行いましょう。

イ 見回り中に異常を発見した場合は、現場保存に心がけ、本部（支所）及び警察に連絡し、事後の対応等は警察に一任しましょう。

(3) 避難行動要支援者への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者など、人の助けを必要とする人「避難行動要支援者」や「子ども」です。避難行動要支援者や子どもを災害から守るため、地区住民が協力しながら支援を行いましょう。

① 避難行動要支援者の把握

ア 避難行動要支援者登録台帳の活用

イ 避難行動要支援者の住宅を記載した町内会マップ等の活用

ウ 登録していない対象者の把握

② 災害情報等の伝達

ア 避難行動要支援者の身になって、目や耳が不自由な人に気象情報や避難情報等が確実に伝達できるように各町内会の伝達方法を原則としながら、伝達しましょう。

また、日常的なコミュニケーションを図りながら連絡をとり合える関係づくりを構築し、伝達体制を確保しましょう。

イ 避難行動要支援者をリストアップし、近隣住民及び民生児童委員等の支援者が、電話や避難行動要支援者宅への訪問等を行いながら伝達しましょう。

③ 避難支援

ア 近隣住民や民生児童委員等の方々の支援が重要であり、各町内会は避難行動要支援者1名に対して支援者2～3名を指名する等の避難行動時の支援体制づくりを行い、避難行動要支援者の安全を確保しましょう。

イ 備忘録等を作成し、避難行動要支援者の意向を民生児童委員等の支援者と町内会役員が共有を図り、消防団を含めての役割分担をあらかじめ決めて、スムーズな支援を行いましょう。



ウ 避難所・避難場所への移動方法として、徒歩、自家用車及びタクシーの相乗りなどを避難行動要支援者と支援者が平常時から話し合いながら決めておきましょう。

#### ④ 積極的なコミュニケーション

日頃から積極的に避難行動要支援者とのコミュニケーションを図り、友愛活動等をとおして事前に避難行動要支援者の意向を確認するなど、災害時に円滑な支援ができる体制を構築しておきましょう。

## 6 防災対策

### (1) 防災訓練

大規模災害発生に備えて、情報収集・伝達、消火、救出救助、避難等が迅速かつ的確に行われるように防災訓練を行います。

訓練の種類は、「個別・町内会訓練」、「総合訓練」、「体験イベント型訓練」、及び「図上訓練」とします。

#### ① 個別・町内会訓練

各家庭及び町内会で行う訓練であり、主な訓練は次のとおりです。

ア 情報収集訓練

イ シェイクアウト訓練

地震発生時の安全確保行動「①まず低く②頭を守り③動かない」

ウ 初期消火訓練（バケツリレー、家庭用消火器による消火）

エ 非常備蓄品による生活（ライフライン寸断された場合を想定）

オ 避難訓練（避難所まで徒歩で移動、特に夜間での避難訓練が重要）

#### ② 地区総合防災訓練

各町内会自主防災組織及び防災関係機関等が参加して地区合同で総合的にを行います。

ア 情報伝達訓練

各町内会の連絡網図等を使用して全世帯へ伝達

イ 避難・避難誘導訓練

各町内会集合場所から指定避難所への町会単位で避難する。

その際、避難経路上に誘導員を配置し避難誘導訓練を併せて行います。

ウ 避難所開設運営訓練

避難した指定避難所において、避難所開設職員（市職員）と連携を図り避難者と協力しながら避難住民の受け入れ等を行います。

また、町内会集会所等を避難所として開設した場合は、町内会住民が協力して開設運営を行います。

エ 救出・救護訓練

家屋等の瓦礫の下敷きになっている住民の救出活動を行い、救出後は、応急救護（AED使用要領等）を行います。

オ 給食給水訓練

避難の長期化及び断水を想定して、炊き出し訓練と市水道局及び市民協  
力井戸からの給水訓練を行います。

③ 体験イベント型訓練

起震車による揺れ体験（地震）、煙テントによる煙体験（火災）等を消防  
機関の協力を得て行います。

④ 図上訓練

杉妻地区防災マップを基に、町内会ごとに危険箇所や避難経路及び避難行  
動要支援者宅の把握等の図上訓練（D I G）を行い、実災害時に備えます。

⑤ 訓練計画立案・訓練時期及び回数

ア 個別訓練は、各家庭及び隣近所で協力しながら定期的に行いましょう。

イ 町内会訓練は、町内会自主防災組織が計画を立案して、年2回を基準に  
行いましょう。（例えば、春・秋の火災予防運動期間中に実施）

ウ 地区総合防災訓練については、地区防災訓練実行委員会が計画を作成し  
年1回もしくは2回開催します。

(2) 避難所等

地区近傍の「市指定避難所」及び「災害時開設集会所等」は、以下のとおり  
ですので、平常時から場所の確認をしておきましょう。

① 指定避難所

|   | 避難所名     | 洪水 | 土砂 | 火災 | 火山 | 地震 |
|---|----------|----|----|----|----|----|
| 1 | 杉妻小学校    | ×  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 2 | 杉妻学習センター | ×  | ○  | ○  | ×  | ×  |
| 3 | 県青少年会館   | ×  | ○  | ○  | ×  | ×  |
| 4 | 大森小学校    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 5 | 信夫中学校    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 6 | 信夫学習センター | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 7 | 蓬萊学習センター | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 8 | 蓬萊中学校    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 9 | 県立明成高校   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |

※市が発令する避難情報及び避難所開設情報により、開設する避難所を  
確認しましょう

② 災害時開設集会所

「郷野目集会所」、「鳥谷野集会所」、「太平寺集会所」、「黒岩集会所」、  
「伏拝集会所」、「あさひ台集会所」、「弥生集会所」

③ その他（企業及び車で避難できる店舗駐車場）

- ・福島トヨタ（株）本社
  - ※ 太平寺町会、郷野目町内会、鳥谷野町会（扇田、芝切、日野地区のみ）と協定締結
- ・ヨークベニマル太平寺店（市と協定締結）
- ・パチンコニラク太平寺店（県と協定締結）
- ・パチンコウィルマックス太平寺店立体駐車場（太平寺町会と協定締結）

7 その他

(1) 計画作成までの経緯

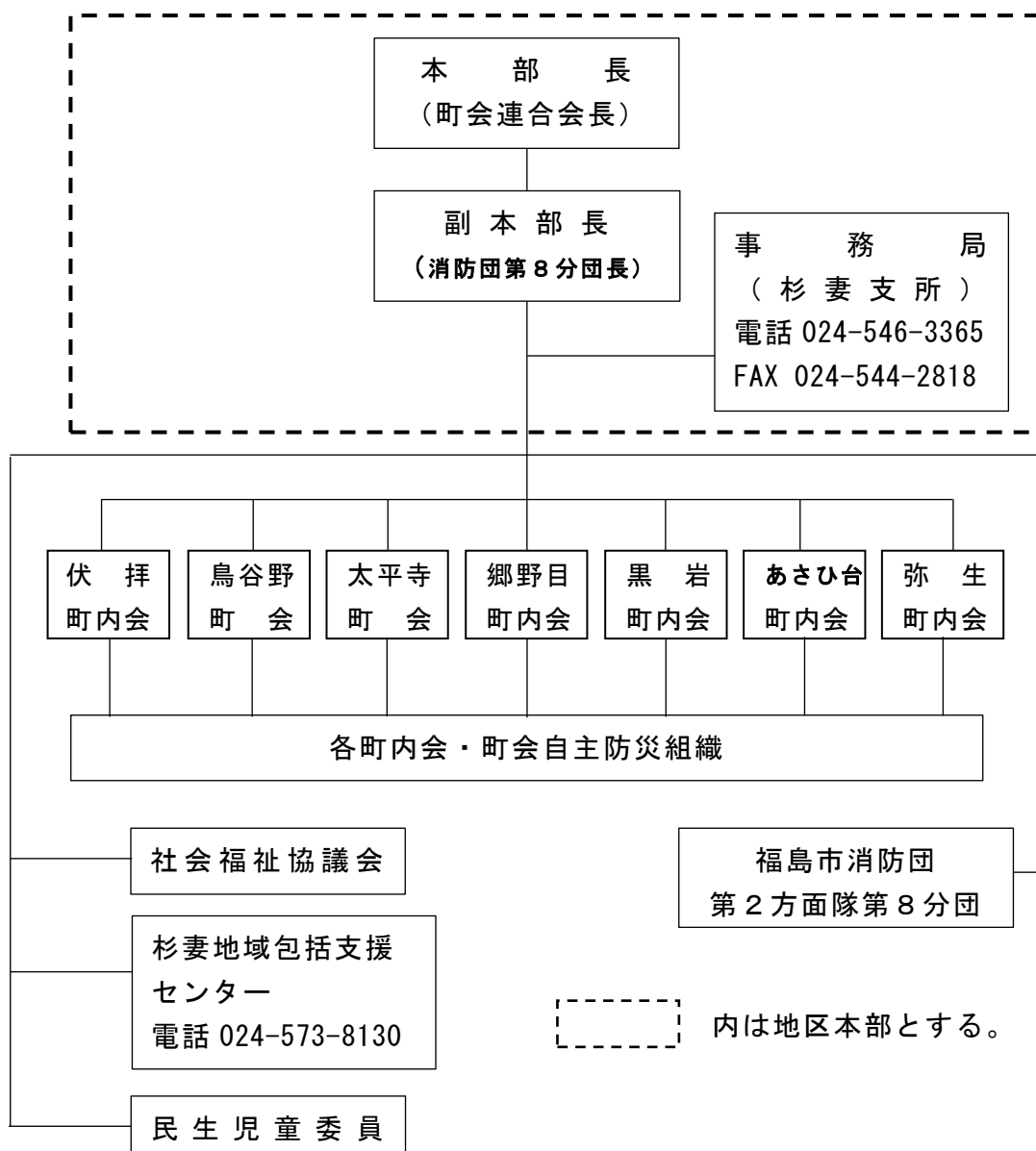
| 年 月 日       | 内 容 等  |
|-------------|--|
| 令和3年 6月25日  | 各町会長への計画作成説明   |
| 〃 7月13日     | 第1回ワークショップ<br>・防災専門家による講話等<br>・作成マニュアル説明<br>・各町内会等作成スタッフ要請 |
| 〃 9月30日     | 第2回ワークショップ<br>・作成スタッフ結成<br>・計画作成要領説明等<br>・作成スタッフへ計画作成課題付与  |
| 〃 10月29日    | 計画作成課題提出   |
| 令和3年 11月1日～ | 計画素案編集   |
| 令和4年 1月下旬   | 第3回ワークショップ（書面開催）<br>計画素案検討                                 |
| 〃 2月下旬      | 計画完成、印刷  |
| 〃 3月下旬      | 第5回ワークショップ<br>計画完成報告 配布                                    |

(2) 作成スタッフ（各町内会会長はじめ町内会役員等が作成しました。）

| 町内会等   | 参加人員 | 町内会等       | 参加人員 |
|--------|------|------------|------|
| 郷野目町内会 | 3名   | あさひ台町内会    | 3名   |
| 鳥谷野町会  | 5名   | 弥生町内会      | 4名   |
| 太平寺町会  | 4名   | 民生児童委員     | 2名   |
| 黒岩町内会  | 4名   | 地域包括支援センター | 1名   |
| 伏拝町内会  | 3名   | 消防団第8分団    | 2名   |

※杉妻支所、市役所危機管理室がアドバイザーとして支援しました。

○組織体制



※役割

- ① 本部長 . . . 地区を代表して平時及び災害時の会務を総括する。
- ② 副本部長 . . . 代表者を補佐し、代表者に事故があった場合はその職務を代行する。また、災害発生時の地区の対応行動等指示及び防災関係機関との連絡調整並びに地区防災訓練担当
- ③ 事務局 . . . 各町内会及び地区関係機関との連絡調整、地区被災状況の把握及び避難状況の把握並びに本会運営企画
- ④ 各町内会 . . . 自主防災組織を核心としての災害対応、町内会の被災状況の把握及び避難状況を支所への報告

## ○杉妻地区災害対応タイムライン

## 1 大雨・台風対応（災害発生をH時とした。）

| 時 期            | 状 況  | 対 応 等   |
|----------------|--|---|
| H-48h<br>(2日前) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島市に「大雨注意報」</li> <li>・台風は2日後に福島県に上陸されると予想</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨（台風）情報の収集伝達 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区住民がテレビ等を活用して情報を収集</li> <li>・各町内会連絡網図等により町内会全世帯に伝達</li> <li>特に避難行動要支援者を重視</li> </ul> </li> </ul>   |
| H-24h<br>(1日前) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島市に「大雨・洪水警報」発表</li> <li>・濁川、大森川水位「水防団待機水位」到達</li> <li>・福島市「避難所」開設</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地区本部設置<br/>本部員による対応協議</li> <li>○大雨（台風）情報収集</li> <li>○消防団8分団による広報</li> <li>○町内会集会所開設・受け入れ準備</li> <li>○避難行動要支援者の避難支援</li> </ul>   |
| H-12h          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大雨・洪水警報」継続</li> <li>・「土砂災害警戒情報」発表</li> <li>・濁川、大森川水位「避難判断水位」到達</li> <li>・濁川、大森川流域に「高齢者等避難」発令</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨（台風）情報収集</li> <li>○避難開始・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所（杉妻近傍）<br/>信夫学習センター、大森小<br/>信夫中など</li> <li>・各町内会集会所等</li> </ul> </li> <li>○避難所開設運営支援</li> <li>○各町内会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況、避難状況を地区本部へ報告</li> <li>・浸水防止策（土嚢設置等）</li> </ul> </li> </ul> |
| H時             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風、福島県中通りに上陸</li> <li>・「大雨・洪水警報」継続</li> <li>・「土砂災害警戒情報」継続</li> <li>・濁川、大森川水位「氾濫危険水位」到達</li> <li>・濁川、大森川流域に「避難指示」発令</li> <li>・〇〇町内会で浸水被害発生</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地区本部対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区全域の避難状況確認</li> <li>・浸水被害町内会の状況確認</li> <li>・各町内会への地区被害状況を報告（情報共有）</li> <li>・被害町内会への支援（支援要員の割振り等）</li> </ul> </li> </ul>   |

2 地震・火災対応（地震（震度5以上）発生をH時とした。）

| 時 期    | 状 況   | 対 応 等  |
|--------|---|--|
| H時     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島県沖を震源とする M7.0の地震発生</li> <li>・ 福島市震度5強</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各家庭<br/>シェイクアウト（※）等による被害軽減</li> </ul>  |
| H+0.5h | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○○町内会において倒壊家屋あり</li> <li>・ ○○町内会で火災発生</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各町内会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内会全世帯の安否確認及び被害状況把握</li> </ul> </li> <li>○火災発生町内会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民及び消防団による初期消火活動</li> <li>・ 消防署へ通報</li> </ul> </li> </ul> |
| H+1h   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○○町内会倒壊家屋に生存者あり</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地区本部設置<br/>地区の安否確認及び被害状況の把握</li> <li>○倒壊家屋発生町内会<br/>住民による救出活動及び応急処置</li> <li>○救急要請<br/>地区本部もしくは町内会から消防署へ要請</li> </ul>  |
| H+2h以降 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島市避難所開設</li> <li>・ 各町内会集会所開設</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地区本部<br/>今後の対応協議</li> <li>○町内会<br/>集会所を開設し被災者の受け入れ</li> <li>○地区全域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設避難所の開設運営支援</li> <li>・ 衣類提供、食糧調達等</li> </ul> </li> </ul>                               |

（※）シェイクアウト：地震発生時の安全確保行動です。

「①まず低く ②頭を守り ③動かない」

○杉妻地区防災マップ

# 福島市杉妻地区防災マップ

## ～ 「いつか」のために「いま」備える ～

●自宅から避難先への避難ルートを確認しましょう。  
●地震や大雨など災害ごとに、避難先と避難ルートを考えましょう。

**●避難の際に携行するもの**

■身につけるもの

- ヘルメットなど(頭を守るもの)
- 軍手
- マスク

■リュックに入れて持ち出すもの

- 飲料水(500mlを1人1本)
- 非常食(ビスケット、チョコなど)
- 常備薬、お薬手帳
- 入れ歯、コンタクトレンズ、眼鏡
- 懐中電灯、ヘッドランプ、予備電池
- 携帯ラジオ
- 筆記用具、メモ帳
- 体温計
- トイレ用ペーパー、ティッシュなど
- 衛生用品、生理用品
- おむつ、離乳食、乳児用ミルク
- 保険証
- ビニール袋、ポリ袋
- 防寒具、雨具、携帯カイロ
- 応急医療品
- 携帯電話、充電器、バッテリー
- タオル、下着、靴下
- 現金(小銭)、通帳
- ブランケット 等

**指定緊急避難場所・指定避難所**  
This is an Evacuation Area / Shelter  
「避難所」「避難所」「引込先」  
ここは、ひなんじよです。  
福島県青少年会館  
Fukushima Prefecture Youth Hall

**指定緊急避難場所・指定避難所**  
This is an Evacuation Area / Shelter  
「避難所」「避難所」「引込先」  
ここは、ひなんじよです。  
杉妻学習センター  
Sugumata Learning Center

**指定緊急避難場所・指定避難所**  
This is an Evacuation Area / Shelter  
「避難所」「避難所」「引込先」  
ここは、ひなんじよです。  
杉妻小学校  
Sugumata Elementary School

**【凡例】**

|  |  |
|--|--|
| <p>災害時に注意や配慮が必要な場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川、水路</li> <li>急傾斜地、盛り土</li> <li>過去の災害発生箇所</li> <li>ブロック塀、香巧建物、信託箇所</li> <li>自動販売機</li> <li>水門、橋門</li> <li>アンダーパス、踏切、橋</li> <li>ため池</li> </ul> | <p>災害時に役立つ施設・場所や設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所</li> <li>避難所</li> <li>集合所施設</li> <li>消防用電源</li> <li>市の施設</li> <li>消火栓、防火水龍</li> <li>駐在所</li> <li>AED</li> <li>井戸</li> <li>公共電話</li> </ul> |
|--|--|

**■家族の避難先**

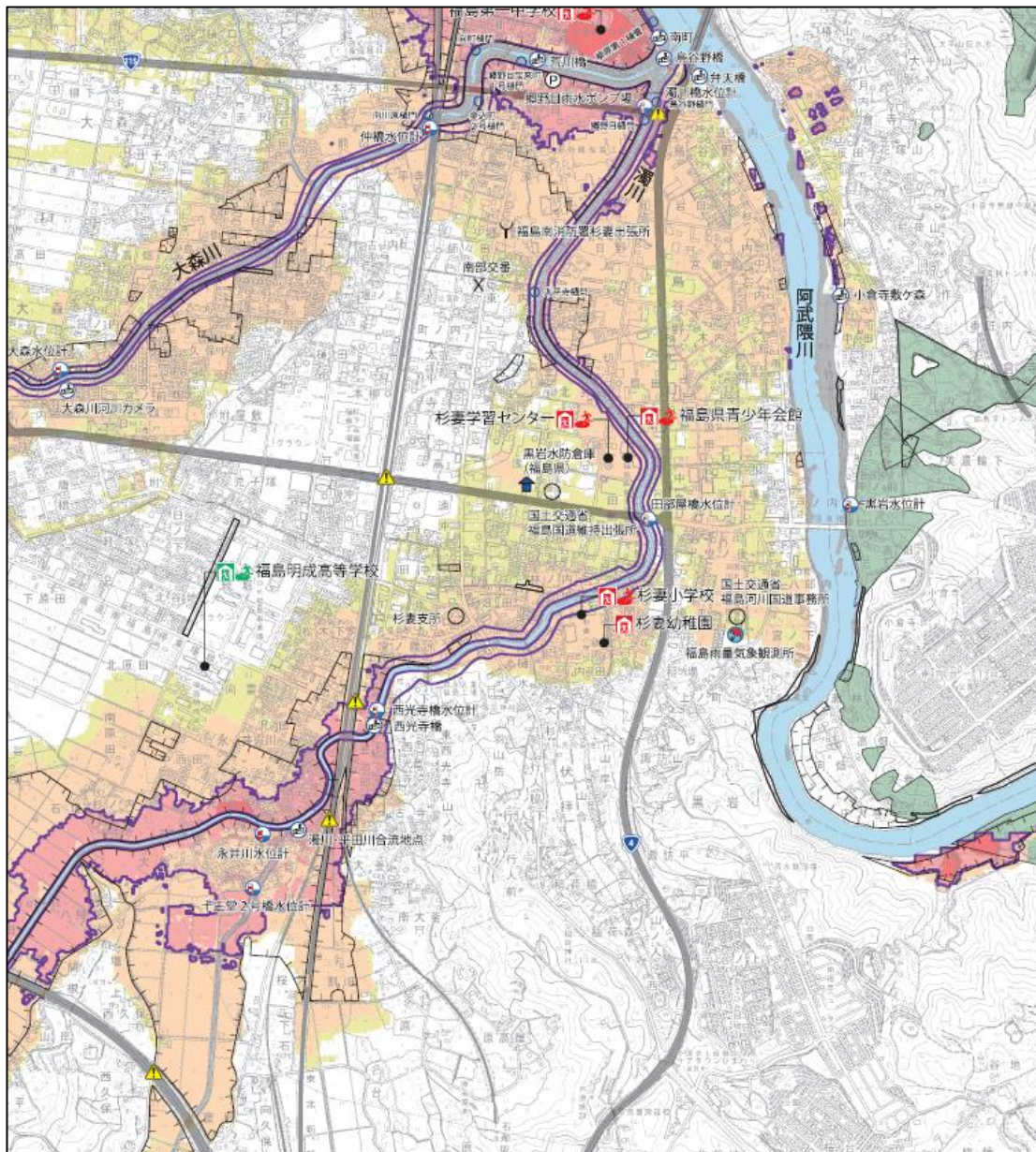
| 災害種別 | 避難先 |
|------|-----|
| 地震   |     |
| 洪水   |     |
| 火山噴火 |     |

**■家族の連絡先**

| 連絡先 | 電話番号 | メモ |
|-----|------|----|
|     |      |    |
|     |      |    |

作成：杉妻地区自治振興協議会 協力：福島市 (令和3年3月作成)

## ○洪水ハザードマップ



## ※特に注意が必要な箇所

- ・濁川沿い：杉妻支所から濁川と大森川との合流地点まで
- ・郷野目地区：宝来町、金込町（令和元年10月台風19号被災地）
- ・鳥谷野地区：芝切地内（令和元年10月台風19号被災地）
- ・太平寺地区：久保地内（大森川沿い）



○インターネットからの情報収集要領

1 【気象庁 あなたのまちの防災情報（気象情報キキクル含む）】

- (1) インターネットで「気象庁 あなたのまちの防災情報」を検索
- (2) 下記画面から「福島県」をクリック



(3) 下記画面から「福島市」をクリック



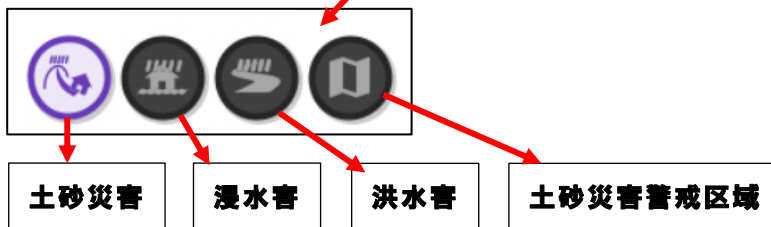
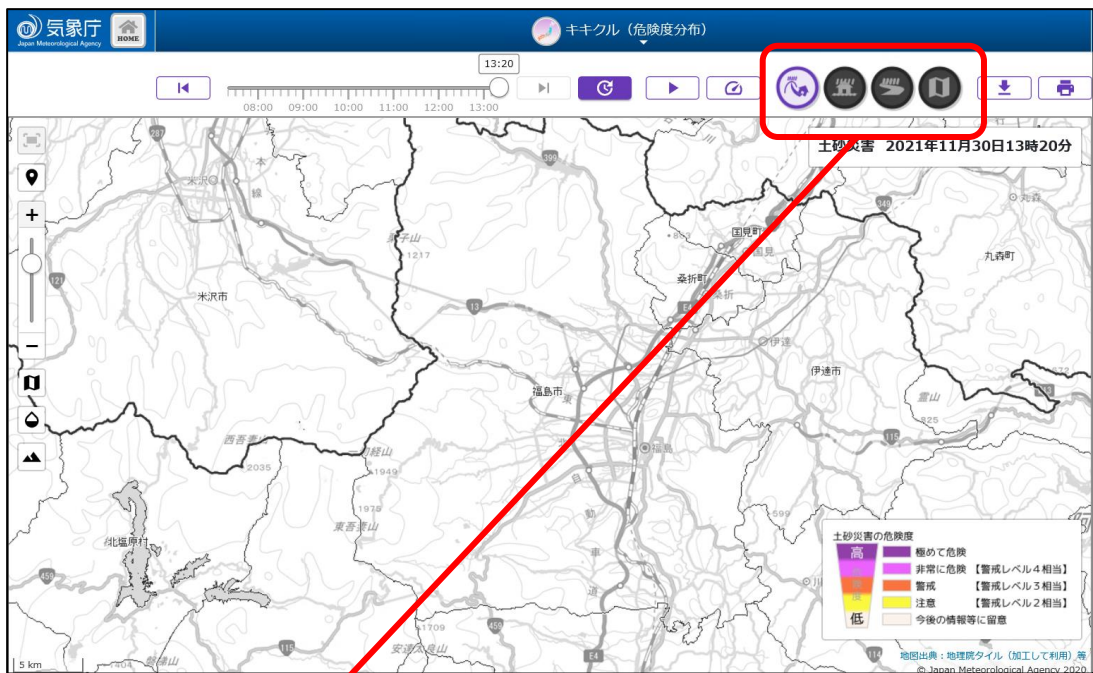
(4) 下記画面の「あなたのまちの防災情報」をクリック



- (5) 下記画面から各種気象情報をクリックすると確認できます。  
「キキクル」をクリックすると(6)の画面が表示されます。



- (6) 下記画面から「土砂災害」「浸水害」「洪水害」「土砂災害警戒区域等」をクリックすると現在の状況が確認できます。



## 2 【福島市公式防災アプリ】

- (1) インターネットで「福島市公式防災アプリ」を検索すると下記画面が表示されますので「福島市公式防災アプリをご利用ください」をクリック



- (2) 下記画面が表示されますので、「QRコード」からインストールしてください。



- (3) アプリには、「お知らせ」と「資料集」があり気象情報や避難所情報等が確認できます。



**福島市公式 防災アプリ**

防災情報などがプッシュ通知で届く  
「福島市公式防災アプリ」の配信をスタートしました。  
災害時・平常時を問わず無料でご利用いただけます。  
※通信料は利用者負担となります。

**お知らせ機能**  
気象警報など福島市の防災・災害などに関する情報を受け取ることができます。

**資料集機能**  
福島市内の避難所の確認や開設状況、混雑状況が確認できます。洪水ハザードマップなど、災害時に役立つ情報の収集に活用できます。

各ストアより「全国防災行政アプリ」で検索しインストールしてください。  
App store・Google play からインストール  
iPhoneはこちら Androidはこちら

福島市危機管理室 TEL : 024-525-3793

○「お知らせ」

福島市の防災・災害などに関する情報を受け取ることができます。

- ・気象情報（警報・注意報）
- ・緊急地震速報など

○「資料集」

- ・文書
  - 防災ガイド
  - デジタル防災訓練
- ・地図
  - 避難所マップ
  - 各種ハザードマップ
- ・避難所（建物）
  - 避難所混雑状況（VACAN）
  - 避難所・避難場所など
- ・消防
  - 福島市消防本部HP
- ・設定
  - 防災と災害情報マガジン

附則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。